

## 土地区画整理審議会 委員選挙について

本年は、11月19日をもって任期満了となる土地区画整理審議会委員の選挙を行う年です。

選挙は、11月6日を予定しています。なお、詳細につきましては、区画整理事務所から皆様へ後日お知らせ文を発送しますのでよろしくお願いいたします。

ここでは、審議会の概要について触れます。

### 【設置の意義】

施行地区内の権利者の意見を事業に反映し、事業が公平に行われることを目的に、施行者の諮問機関として設置されています。

### 【構成】

委員の定数 15人  
(うち、選挙すべき委員 12人、学識経験委員 3人)  
委員の任期 5年

### 【審議会の役割】

審議会において、委員の意見を聴かなければならない事項

施行者(市)の作成した原案に対し、誤りがないか等の意見を進言したりすることです。

具体的には、仮換地の指定、換地計画の作成並びに、利害権利者からの意見書の内容の審査等があります。

審議会において、同意を必要とする事項(議決事項)

権利者全体へ共通的に、影響の大きい事項であり、重要事項として、同意を要する議決権が会に付与されています。

具体的には、保留地の決定、公共施設の用に供している土地についての換地不交付などの決定があります。

## 新しい仮設住宅が完成

今年の1月より建築していた、新しい仮設住宅が、3月に完成しました。

場所は、区画整理事務所に隣接した敷地です。

軽量鉄骨2階建てで、新たに6戸分(広さは1戸あたり2DKの約54㎡)が確保されました。

今後移転に伴う仮住まいをされる方は、この仮設住宅等へ入居することになりますのでよろしくお願いいたします。



## 管理地の除草作業について

管理地の除草作業については、年2回、業務委託により実施してありますが、雑草の成長が早く、これだけでは十分ではありません。

そこで、当事務所職員が直接除草作業を行っています。管理地の面積が広く、手が回らない場合もあり、ご迷惑をおかけしていることと思いますが、よろしくお願いいたします。

## 計画停電が実施された 場合について

東日本大震災の影響により、東京電力株の発電施設に大きな被害が生じ、電力が不足しがちな状況が続いています。

今年の3月には、計画停電が実施され、当事務所も停電となり電話が不通となる等、皆様にはご迷惑をおかけしました。

現在、計画停電は、節電の協力のおかげで、電力の需給バランスが改善され『原則不実施』です。しかしながら、なお電力不足が見込まれる状態です。

再び、停電となった際の当事務所は次のとおりとなりますので、ご留意願います。

証明書等の発行

コンピューターが起動しないため、発行することができません。

電話について

事務所の交換機が作動しないため、不通となります。

(電話をかけた方の呼び鈴は、鳴っている状態になりますが、事務所の電話機は鳴りません。)

## お 願 い

☆ ペットの「ふん」の後始末は、飼い主の責任です。

ペットは家族の一員であり可愛いものです。一方、地域の問題として飼い主のマナーの悪さが指摘されています。

「まち」を住みよくするためには、地域のみなさんの協力が必要です。マナーを守り、きれいな住みよい「まち」にしましょう。



☆ 不法投棄について

これまでに区画整理地区内では、幾度も自転車や家庭ごみの不法投棄がされています。これらは違法です。きれいなまち並みにするためにも撲滅に向けて、目撃した際には、警察または市役所へ一報をお願いします。

事業に対するご意見・ご質問等は、検見川稲毛土地区画整理事務所にお寄せください。

問い合わせ先

住 所 : 千葉市稲毛区稲毛町5-264-5

電 話 : 043-276-3057

F A X : 043-276-1300

メール : kemigawainage.URU@city.chiba.lg.jp

事務所ホームページ : <http://www.city.chiba.jp/toshi/toshi/shigaichi/kemigawainage/>

